



コロナ禍でのゴールデンウィークでしたが、心身のリフレッシュはされましたか。

新年度に入り、龍郷町学校事務支援室も新体制でスタートしました。今年度も支援室だより『ひりゅう』を各学期3回、年間で計9回発行する予定です。『ひりゅう』を通して、知りたい情報や先生方のお役に立てる情報をお届けできればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

★令和3年度龍郷町学校事務支援室の構成

学校名	事務職員名	担当業務
赤徳小中学校	黒木 佳穂	室長（業務総括・調整・指導助言）
戸口小学校	森田 洋人	補佐・管理（支援室業務・実施計画・連絡調整）
龍瀬小学校	妹尾 崇弘	研修（業務研究計画推進・研修総括・データ共有）
龍南中学校	田中 里実	研修（業務研究計画推進・研修総括補佐・連絡調整・記録）
大勝小学校	慶田 春彦	研修（業務研究計画推進・広報・支援室予算）
龍北中学校	藁 あゆみ ※秋名小学校兼務	研修（業務研究計画推進・大事協理事・秋名小町費・会計）
円小学校	山田 智子	研修（業務研究計画推進・HP・広報・記録）
龍郷小学校	吉村 真紀子	研修（業務研究計画推進・公文受発・物品見積・記録）

町内8名の事務職員が拠点校である龍南中学校に週1回程度（9:15～12:00）集まり、共同で事務処理等の業務を行います。諸手当認定事務や県費関係事務、相互点検等の他、広報活動にも力を入れていきます。

また、次の日程で各学校を会場として業務を行うことも計画していますので、ご承知おきください。

5月26日（水）	円小学校	10月13日（水）	赤徳小中学校
6月23日（水）	戸口小学校	12月8日（水）	大勝小学校
7月7日（水）	龍郷小学校	3月2日（水）	龍瀬小学校
8月3日（火）	龍北中学校		



物品の共同見積・購入について

龍郷町事務支援室では、効率的な予算執行と事務処理を目的とし、学校備品、消耗品の共同見積・共同購入を行っています。複数の業者に共同で見積・購入を行うことで購入価格が抑制され、配当予算内では困難だった物品の購入が可能となり、予算の効率的な執行に繋がります。今後のスケジュールは下記のとおりです。

- ☆5月 各学校で物品購入希望調査実施
- ☆6月初旬 各学校から出された購入希望物品を事務支援室で集約
- ☆6月中旬 文具店やスポーツ用品店、電気量販店等の業者へ見積依頼
- ☆7月中旬 見積結果を基に各業者へ物品を発注
- ☆8月末 業者から学校への物品納入期限



異動された先生方！ 給与支給明細書の追給・戻入にご注目を！



異動すると、扶養手当・住居手当・児童手当は異動前の手当額が4月以降も継続されますが、通勤手当・単身赴任手当は電算システム上取り消されるため、4月中に手当認定処理が必要です。

■4月に異動してきた菊次郎先生の場合

- ・異動前は民間アパート（家賃50,000円）に住んでいたが、教職員住宅に入居した。
- ・通勤距離が12.5kmから2.5kmになった。
- ・異動に伴い単身赴任をすることになった。

	異動前の手当額	異動後の手当額	4月中に行う処理
通勤手当	10,200円	2,300円	異動により新規認定
住居手当	23,500円	0円	教職員住宅入居により認定取消
単身赴任手当	0円	62,000円	異動に伴う単身赴任により新規認定
へき地手当に準ずる手当	0円	13,195円	異動に伴い転居したため新規認定

4月の給与支給明細は次のようになっています。

通勤手当	0円	取り消されている。
住居手当	23,500円	異動前のままになっている。
単身赴任手当	0円	
へき地手当に準ずる手当	0円	



異動後の手当については4月中に認定処理を行うため、4月給与報告に間に合わず反映されません。5月給与で追給・戻入されますので、5月の給与支給明細は次のようになります。

通勤手当	2,300円	5月分の手当額が正しく支給されている。
住居手当	0円	認定が取り消されている。
単身赴任手当	62,000円	5月分の手当額が正しく支給されている。
へき地手当に準ずる手当	13,195円	5月分の手当額が正しく支給されている。
追給	77,495円	4月分の通勤手当、単身赴任手当、へき地手当に準ずる手当が追給されている。 2,300円+62,000円+13,195円=77,495円
戻入	23,500円	4月に支給された異動前の住居手当が戻入されている。

※ へき地手当に準ずる手当は、転入日により日割り計算され、4月と5月では手当額が違う場合もあります。

※ 臨時的任用職員のへき地手当に準ずる手当の4・5月分は6月給与で追給されます。

おしらせ

6月は児童手当の現況届の提出月です。以下のものについて準備をお願いします。

○児童手当現況届	事務職員から配布されます。
○世帯全員の住民票	続柄が省略されていないもの。 マイナンバーの記載がないもの。
○職員の児童手当用所得額証明書	本年1月1日に住所があった市町村で取得。 6月以降取得可。
△配偶者の児童手当用所得額証明書	配偶者に所得がある場合。
△支給対象の子の世帯全員の住民票	支給対象の子と別居している場合。

ご不明な点がございましたら、事務職員へお尋ねください。

